

静岡県告示第519号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、井川漁業協同組合（内共第18号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、次のとおり変更内容を告示する。

令和3年5月25日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
葵区井川964番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年5月20日

内共第 18 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

別表

改正前		改正後	
第 3 条		第 3 条	
2. (禁止区域) 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる水域において水産動物を採捕してはならない。		2. (禁止区域) 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる水域において水産動物を採捕してはならない。	
1	東俣えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域	1	東俣えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
(略)		(略)	
17	東俣川 (大井川) 中部電力取水堰堤上流端から上流	17	東俣川 (大井川) 中部電力取水堰堤上流端から上流
18		18	<u>西俣川と悪沢の合流部から西俣川の 200m 上流部に至る区域</u>
19		19	<u>大井川と千石沢の合流部から大井川の 50m 上流部及び 200m 下流部に至る区域</u>
20		20	<u>大井川と蛇沢の合流部から大井川の 300m 上流部に至る区域</u>
21		21	<u>大井川と奥西河内の合流部より大井川 450m 上流部から 200m 上流部に至る区域</u>
22		22	<u>滝見橋の 900m 下流部から 300m 下流部に至る区域</u>
23		23	<u>赤石沢橋上流端から赤石沢の 300m 上流部に至る区域</u>
24		24	<u>大井川と胡桃沢の合流部から大井川の 300m 上流部に至る区域</u>
25		25	<u>大井川と紅葉沢の合流部から大井川の 200m 上流部に至る区域</u>
26		26	<u>畑薙橋上流端の 700m 上流部から 200m 上流部に至る区域</u>

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 20 日から改正する。